

足立区災害廃棄物処理計画（案）に対するパブリックコメントの実施状況及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

平成30年11月26日（月）から平成30年12月25日（火）まで

(2) 意見提出等

① 意見提出者数 2名

② 提出方法

ア 窓口持参 0名

イ FAX 0名

ウ Eメール 0名

エ 区ホームページの意見受付フォーム 2名

③ 意見の件数 11件

2 寄せられた意見及び区の考え方

No	寄せられた意見	区の考え方
1	<p>(1-1) 意見交換はパブコメなどという広く浅いもので済ませるのではなく、実害を被る相手と交わすべきだと考える。</p>	<p>(1-1) パブリックコメントは終了したものの、災害廃棄物処理は仮置場に隣接する方々のご理解が不可欠であることから、当計画の完成までに、区内全地区の町会自治会連合会に一次仮置場等に関する重要性を説明し、ご理解をいただくように努めていきます。</p>
	<p>(1-2) 一次仮置場の選定にあたっては、全ての公園を同条件で羅列せず、近隣住民の精神的負担の実情を可視化した上で、机上の空論とならないうように熟考する必要があると考える。</p>	<p>(1-2、1-3) 個々の精神的負担の実情を可視化することは難しいものと考えます。 また、想定する災害廃棄物量が膨大であることから、それらを仮置するには、ほぼ全ての区立公園を使用せざる得ません。</p>
	<p>(1-3) 公園の利用者数、立地関係や周辺環境にも着目して詳しく調査を行い、民家や商店などの建物との隣接割合を考慮して優先順位を設けるべきである。</p>	<p>しかしながら、公園に隣接する方々の精神的負担等を受けとめつつ、当計画が机上の空論とならないよう、今後、実務的なマニュアル策定や訓練を実施するなど、災害時には万全な環境保全対策を行っていきます。</p>

1	<p>(1-4)</p> <p>公園全てを災害廃棄物の一次仮置き場に決定するのであれば、隣接住民の精神的肉体的負担に対する補償は必要不可欠であると考えます。</p>	<p>(1-4、1-5)</p> <p>当計画の災害廃棄物処理は、ごみが街中に散乱することを防ぎ、一刻も早い救助救出、物資輸送、生活再建に不可欠なものです。</p> <p>区は、金銭等の補償ではなく、当計画をしっかりと区民に示し、迅速かつ適正な災害廃棄物処理から復興の第一歩につなげ、自助・共助・公助を基本とした早期復興の責任を果たしていきます。</p> <p>ただし、区の環境保全対策の瑕疵（ごみの飛散等）により、近隣住民に被害を与えた場合は、関係法令に基づき適切に補償等の対応を行っていきます。</p>
	<p>(1-5)</p> <p>公園を全て災害廃棄物の仮置き場にすると言うのであれば、それを理由にその土地から退去を希望する場合には土地や家屋を行政が事前に買い取るなどの対応や、健康面の補償をするべきである。</p>	
	<p>(1-6)</p> <p>災害時の安全確保を盾にあらゆることを強要するのは、災害ハラスメントとも言えるのではないかと。</p>	<p>(1-6)</p> <p>災害対応は、災害対策基本法を始めとする関連法令に基づき適切に実施されるもので、「災害ハラスメント」（いやがらせ）という考えはありません。</p> <p>公園に隣接するお住まいの方々の感情は重々承知するものの、区（都市部）の災害廃棄物の仮置き場対策は最重要課題でもあります。</p> <p>区は、常に区民の生命・財産を第一優先に考え、区民の方々のご理解をいただきながら、災害廃棄物処理に関する統括的責任を果たしていきます。</p>

No	寄せられた意見	区の考え方
	<p>(2-1) 当計画案16頁「全区立公園（353箇所）」の数は？ いずれにせよ荒川緑地12箇所を含める場合は、「全区立公園等（ 箇所）」のように「等」を入れたほうが正確では？</p>	<p>(2-1) 区立公園となる荒川河川敷の緑地も含め、区内全ての区立公園が対象となります。 16頁の一次仮置場候補地は、ア（ア）「全区立公園」とア（イ）「区立公園以外」に分けて表記しています。 よって、ア（ア）の全区立公園等の表記は行いません。</p>
2	<p>(2-2) 児童遊園を一律に除外した理由は？</p>	<p>(2-2) 全ての災害廃棄物推計量について、全区立公園で面積的に一次仮置場が充足することから、児童遊園を一律に除外しました。 しかし、当計画の推計量を上回る膨大な災害廃棄物の発生に備え、仮置場に適した広い児童遊園については、次の計画改定までに一次仮置場候補地の検討を行います。</p>
	<p>(2-3) 江戸川区は「区立公園＋児童遊園」のうち1、有効面積300平米以上（阪神淡路大震災での仮置場事例による）2、住居に接しない公園、3、緊急障害物除去道路から250m以内の公園を条件に、選定したと聞く。当計画案においても、参考にすべきでは。</p>	<p>(2-3) 想定する災害廃棄物量が膨大であることから、それらを仮置するには、ほぼ全ての区立公園を使用せざる得ません。また、緊急仮置場候補地については、緊急道路障害物除去路線の付近にある区立公園を選定しています。 江戸川区の計画も含め、他自治体の計画等を参考にしながら、今後、マニュアルの策定及び訓練を実施していきます。</p>

2	<p>(2-4)</p> <p>災害廃棄物処理計画の議会への数回にわたる報告やこうしたパブコメは大切だが、やはり江戸川区のように、部会を作って、雇上会社（や産廃系事業者も？）の皆様との間でも話し合う場があったほうが、実際に発災した後に混乱しないと思う。</p>	<p>(2-4)</p> <p>当計画は初めての策定となりますが、膨大な量となる災害廃棄物の仮置場対策を重点的に検討しました。</p> <p>また、23区の検討部会においては、雇上事業者等の関係団体の意見を聞きながら、収集運搬・処分等の23区の共同処理に関する協定等の各検討を現在行っています。</p> <p>23区の検討結果については、次の区の計画改定に反映させていきます。</p>
	<p>(2-5)</p> <p>計画案のどこかに書いてあるのかもしれませんが、一時仮置き場として、1、区が占有する荒川緑地合計約60万平米、2、首都高の下についても、国や都と調整することを要望する。</p>	<p>(2-5)</p> <p>荒川河川敷(緑地)については、現在、国の「荒川防災施設活用計画」の改定の中で、仮置場設置に関する各検討が関係自治体と連携して行われています。</p> <p>国や都等の仮置場に適した用地については、可能な限り仮置場候補地として選定できるよう、管理者と調整してまいります。</p>